

# 横手市環境保全審議会議事録

日 時 平成26年9月26日(金) 午後1時30分～3時30分  
場 所 横手市役所本庁舎 2F 会議室

## 出席者

### 審議会委員

1 番	佐 川 君 子
2 番	照 井 昌 子
3 番	佐 藤 ふみ子
4 番	高 山 久 子
5 番	高 橋 梅 谷
6 番	佐々木 とし子
7 番	高 橋 一 郎
8 番	久 米 靖 穂
9 番	佐々木 哲 夫
10 番	菊 地 勝 夫
12 番	高 橋 彰
14 番	伊 藤 洋 二
15 番	小 野 秀 俊
16 番	川 越 伸 彦
17 番	田 中 政 行
18 番	須 田 宏 司

以上16名

### 事務局

小 川 良 平 (市民生活部長)
佐 藤 勉 (生活環境課長)
佐 藤 孝 之 (生活環境課環境係長)
高 田 寛 久 (生活環境課環境係副主査)
佐 藤 絹 子 (生活環境課環境係主任)
佐々木 文 乃 (生活環境課環境係主事)
松 井 智 春 (生活環境課環境係主任)
藤 原 一 裕 (生活環境課長代理)
児 玉 俊 (生活環境課廃棄物対策係副主査)
奥 山 宗 幸 (生活環境課廃棄物対策係主任)

以上10名

(出席者合計人数26名)

## 委嘱状交付

### 1. 開会

### 2. 市民生活部長あいさつ

ただ今、紹介のありました市民生活部の小川と申します。宜しくお願い致します。まず、本日は佐川会長様をはじめ多くの委員の皆さま方に出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、常日頃から環境問題につきましては、いろいろと市の方で対応させていただいておりますが、なかなか思うようにいかない部分もあります。市では環境保全活動の推進を掲げまして、関係機関、そして市民の皆さま方の協力をいただいて、いろいろな事業を実行しております。そして環境にやさしいまちづくりということで、現在いろいろな事業を実施しているのが現状でございます。その中で非常に大きな事業としては、クリーンプラザ横手ということで、現在建設中でございます。平成28年の4月に本格稼働ということで現在進めております。これからソフト面でいろいろ課題がございます。統一された集積と分別方式が始まりまして、集積箇所が約2300箇所あります。各地区や業者さんの協力を得ながら4月にはスムーズに移行できるような形にしたいと考えております。

あまり長い話もなんですので、本日は報告案件が2件、協議ということで1件、事務局の方から報告させていただきまして、皆さま方にご検討いただきたいと思いますと考えております。どうぞ宜しくお願いいたします。

### 3. 会長あいさつ

みなさんこんにちは。このようなお天気に、しかも週末で明日からお休みという方もいらっしゃるかもしれませんが、特に農作業関係、大変にご多用な折にお時間を割愛していただきましてありがとうございました。また新しく川越委員様もご出席いただきまして、ありがとうございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

積もる問題が沢山ある環境保全でございますけれども、今日は進捗状況と、本来ならば諮問という形をとるのが筋でしょうが、そのひとつ手前のステップで皆さまにご協議、ご審議いただきたい問題がございますので、どうか皆さん最後までお付き合いのほど、お願い申し上げます。大変恐れ入りますが、座らせていただきます。

### 4. 議事録署名委員の選任

名簿順にお願いすることとし、高橋一郎委員、佐々木哲夫委員を選任。

### 5. 報告

案件（1）生活環境課業務報告について

(会長)

それでは報告に入りたいと思います。はじめに生活環境課業務報告、いったい生活環境課とは何をやっているのかということをご理解いただかなければいけないと思ひまして、新しい方も今までの方ももう一度ここで、研修していただければと思います。どうぞ事務局の方で説明をお願いいたします。

(事務局)

生活環境課業務報告について説明

(会長)

ただ今のご報告で何かご質問等はございませんか。特に件数が出てきていますけれども、もしこの後にでも気づかれましたら、あるいは進捗状況の感想の中に入ってくるかもしれませんが、そのときに時間を取りたいと思います。意外と多いなと思われるのもあるし、よくこのくらいに収まったなと思われるのもあるし、いろいろ件数は多いようですけれども、それは後程ご感想などありましたら含めてお願いいたします。

#### 案件（２）横手市環境基本計画の進捗状況について

(会長)

それでは先を急ぐようで申し訳ありませんが、横手市環境基本計画の進捗状況について、ご担当の方ご説明お願いします。

(事務局)

横手市環境基本計画進捗状況報告 第1章について説明

(会長)

ただ今までの報告について何か感想、ご質問、ご意見はございませんか。

(久米委員)

6 ページ目ですけども、雪に強いまちづくりということで、住宅の改修などに国の交付金を活用しているようですけども、最近は4年間の豪雪でですね、雪下ろした雪が隣の家にいたりしてトラブルが多いわけです。そのためにですね、雪をなげる空間と言いますか、そういうものをつくるために、自分が住んでいる以外の車庫や小屋とかを解体して雪を寄せる空間にした場合に、こういう補助金の対象にはならないのですか。

(事務局)

いろいろなケースがあると思います。おっしゃったとおりの事例もあると思いますが、現在の市の補助制度は、そういったところを対象としているということはありませんので、そういったお話があったということは、建設部の建築住宅課の方へ伝えたいと思います。宜しく願いいたします。

(会長)

このあと、ぜひ担当課へ報告お願い致します。他にいらっしゃいませんか。なければ、この高い席からですけれども大変恐れ入りますが、各町内、町村、郡部、路地に至るまでずいぶんと空き屋敷が目立ちます。更地と言われているところでしょうか。たとえば、町内の雪をブルドーザで路上に寄せるのではなくて、そういう場所を借り上げてですね、雪を積み上げて春まで置いて頂けるような場所、それをセッティングしていただくと非常にありがたいですけれども、特にカーブミラーまで埋没してしまって大変危険な状態ということがありますが、それでもなおそこに積み上げなければいけないという現状なんですね。そこから雪を排出してもらわなければカーブミラーが出てこない。それだったらですね、空いている屋敷の持ち主のご意見もあるでしょうけれども、雪一時保管場所が確保できれば非常にありがたいなと思っています。これについても、要望として報告していただければと思います。

(事務局)

はい、わかりました。

(会長)

他にご感想等いらっしゃいませんか。もうひとつだけよろしいでしょうか。本当にびっくりしました。20年前の平鹿町こんな酸性雨状態ではなかったです。数値で5台が出てくること自体がめずらしかったです。5が出て5.5以上のものがたまにある程度で、まして4という数字は雪のさなかでも出てこなかったんですけども、20年経った今はこうなったんだな、その当時このくらいの数字を出していたのは四国とか九州です。ですから、あちらの方々は非常に関心をもって横手の結果報告を注目してくれていた。目に見えなくじわじわときているなという感じがいたします。特に果樹農家のみなさんは大変なことだと思います。特にりんごです。凹みに溜まった雪が悪さをして、実割れをおこしたり、色が変わったりがよくあります。そういうことを考えますと、この数字は決して褒められる数字ではなくて、要注意の数字であると思います。これからも測定を怠りなく、そして強い酸性が表れた時にはFM放送などを使って喚起をしてもらいたいと思います。宜しく願いいたします。

(事務局)

はい、わかりました。

(会長)

他にいらっしゃいませんか。なければ2章に入りたいと思います。それでは2章についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

横手市環境基本計進捗状況報告 第2章について説明

(会長)

第2章の環境に関するご説明がありましたが、ご質問、ご意見、ご感想はございませんでしょうか。

大腸菌には困りましたね。本来人間の体の中にいるはずのものが外に出ているということは、由々しき一大事で、し尿処理、下水道関係が大きく響いてきていると思うのですけれども、特に数値の大きいところは、できれば調査箇所を増やして、地域に住んでおられる中学生・高校生に頼むと喜んでやってくれると思うんですが、水質検査してもらいまして、どこに原因があるのか極めていく必要があるだろうと思います。予算の関係もあるかもしれませんがご検討お願いしたいと思います。

(田中委員)

今の大腸菌ですけれども、おそらく土壌由来の大腸菌も含んでの数だと思います。月別の検査などをやられて通年グラフなどにすれば、代掻きのあとに急に増えたりすると、田んぼの方からくる土壌由来による数値という判断材料になると思います。

(会長)

回数を増やすということですか？

(田中委員)

今、頻度はどのくらいでやっているんですか？

(事務局)

月1回です。

(田中委員)

月1回であれば傾向が出ると思います。

(会長)

土壌の大腸菌も含めて検査していただきたいということですね。一般に日本の河川は弱酸性ぐらいのところが多いのですが、なぜか横手の河川は、弱アルカリに傾いていた時期があります。これを見る限りひどくアルカリ性にはなっていないようですけれども、水質検査は地味ですけれども大事なことだと思いますので、検査をマメにしていいただければと思います。

他にどなたかいらっしゃいませんか。あとはひとつ、今建設中のクリーンプラザですが、最終にでてくる廃棄物といいますか、大仙美郷町のクリーンプラザをご覧になった方はお分かりかと思いますが、最終処分が大変に難儀しているんですけれども、ジェット機1機が入るくらいの格納庫の様なところに屋根をつけまして深さ20メートルに穴を掘って、そこから5メートルのコンクリートを打ち、側面は2メートルなんですけど、そこに1年に約1メートルずつ最終廃棄物を積み上げる状態でありました。15年分しかないわけですけれども、15年経つ前に新たに候補地を作らなければいけないんですが。すぐに満杯になるのではないかと考えていました。途中で見に行きましたら、さほど溜まってなかったんです。なぜか聞いてみましたら、基準以下にして道路に利用していたので、1年に1メートルまでいかに済んだということでした。ですが、基準が厳しくなり、また積み重ねているということでしたので、そういうことがないように、最終処分量が少なくて済むということにしないと、また大きい問題が出てくるだろうと思いますので、どうか宜しくご検討をお願いいたします。

(事務局)

クリーンプラザと最終処分場の話がでましたので、ご紹介ですけれども、大仙美郷のクリーンセンターと今建設中のクリーンセンターの焼却方式は同じなんですけれども、その後の処分方式が違いまして、横手市の場合は、燃え殻の灰はセメントの原料にリサイクルするというので、これまでは最終処分場の方に埋立をしていた灰ですけれども、岩手県の大船渡市に運ばれましてセメントの原料として活用されるということで、現在埋立処分している数量からすると、新しい施設が稼働することで3分の1に大幅に減少するという計画であります。最終処分場を長く大事に使うという市の方針で進めております。

(会長)

そういうことでしたら、非常にありがたいことだと思いますけれども、くれぐれも最終処分まで注意していただきたいと思います。他に何かございませんでしょうか。なければ次の章に移りたいと思います。宜しくお願いいたします。

(事務局)

横手市環境基本計画進捗状況報告 第3章について説明

(会長)

第3章の説明でありましたが、どなたかご質問、ご意見はございませんか。なければ次の章に参りますが宜しいでしょうか。では、第4章をお願いします。

(事務局)

横手市環境基本計画進捗状況報告 第4章について説明

(会長)

第4章市民みんなでつくる、人と環境にやさしいまちの報告について、何かご質問はありませんか。

(照井委員)

20ページのこどもエコクラブについて、北中学校科学部の子どもたちが登録して活動を頑張ってもらっちゃると拝見して大変嬉しく思いました。質問なんですが、環境基本計画の見直しのときに、こどもエコクラブの活動やサポーターを市で行いますという項目が削除されたと思うのですが、その後何か変更はありましたでしょうか。そのままであるのであれば、どのような形であれ、こどもエコクラブを応援というか暖かく見守っていただければありがたいんですが、そういう方向でやっていただけたらいいなという感想です。

(事務局)

エコクラブにつきまして、以前は横手市で2団体が登録されていました。この全国事務局から「活動を支援するチラシなどを市役所に送るので、地方事務局として横手市がやってくれないか。」という要請があり、平成25年度から地方事務局となっております。一定の期間にある程度の資料が送られてきますので、横手市の方から現在登録されている横手北中学校の方にお届けしているような状況でございます。ですので、この活動について市の方も取り組んでいるということで、こちらに掲載させていただいたところです。また、この環境基本計画は来年度までの計画期間であり、28年度からは新たな環境基本計画になります。27年度中に作成することになりますので、改めて皆さま方にご協議させていただきたいと思いますが、その中でこの件についてもご検討宜しくお願ひしたいと思ひます。

(会長)

形はどうあれ、残っていつてくれることを望むということですね。それでは時間がせまってまいりましたが、今まで進捗状況をご説明いただきましたが、28年度から全面的にまた見直されることとなります。来年1年間でいろいろ検討しながら、これを充実させていくことになるわけで、その間またお気づきの点がありましたら、そこは是非加えてほしい、これは充実させてほしいという点、など皆さんからご意

見ご感想などを承ればと思います。今この手元にあります資料を保管していただいて、この次どこがどう違ったのか、どこが充実されたのか、どこが削除されたのかということもご検討されればと思います。他にいらっしゃいませんか。

(久米委員)

はい。エコライフ協力事業所や町内会の登録数は増やしていくという方向になるんですか。

(事務局)

はい、おっしゃるとおりです。

(久米委員)

私自身、エコライフ通信は見たことがないわけだ、こういうものをたとえば各町内会まで回覧してもらおうとかね、そういう状況にした方が登録数も増えるし、環境に対しての興味も持つのではないかと思うんですども、そのへんはどうでしょう。

(事務局)

はい、おっしゃるとおりでございます。現在エコライフ通信は登録されている事業のみに送っている状況ですので、登録数を増やすことを検討してまいりたいと思います。こういった取り組みの拡大が環境保全の意識啓発につながるといいますので、この制度の周知が足りないというご指摘にも当たるといいます。制度の周知を図りつつ、事業所だけでなく各町内にも環境保全活動にご協力いただけるような活動を今後展開していきたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。

(会長)

このあとそういう活動にも取り組んでいきたいという事務局のお話ですがよろしいでしょうか。

(久米委員)

はい、いいです。それからもうひとつですけれども、この基本計画を見ますと、まず生活環境課があって、今ここに集まっている方がたの環境保全審議会があって、環境美化推進委員とか、環境監視委員とかがでてきますけれども、全部生活環境課の方で会議をそれぞれやったりして環境に関して統一して、ひとつの目標に向かってやっているということですか。

(事務局)

制度につきましてご説明させていただきます。環境監視員は不法投棄などの監視に当たって、パトロールを月二回していただいているんですが、横手市全域で 60

名の方を委嘱して活動していただいております。環境美化推進員というものは旧横手市と山内村ではその名称です。十文字は環境衛生指導員。増田、平鹿は現在組織がないという状況で、これにつきましては合併前の体制で動いている状況です。ここで紹介させていただいたのは旧横手市についてだけですが、これにつきましてはいずれ統一を考えております。クリーンプラザの進捗と合わせてご報告できると思います。あきたエコマイスターについては、県の方で認定されている制度です。横手市の方からも何人かの方々が登録されているということで県と市の方も相談しながら環境問題に取り組むという団体です。

質問されている内容につきまして生活環境課で関わりのある団体はこれぐらいですけれども、よろしいでしょうか。

(会長)

結局はこの会が非常に大事な会議で、それぞれの分野からいろいろな方が出てきてくださって審議してもらい、諮問にあずかるという。特に重要な会議がこの会議だということを、ひとつお分かり頂ければと思うのですが、たとえば、エコマイスターや、環美連など、専門的な見地から意見を述べられたりという、非常に大事な会議なので、委員さんご理解願いたいと思います。

(久米委員)

この会議が重要だということは確かなわけですね。だからこの中に出てくる環境美化推進員とか環境監視員とかですね、そういう方々にも、ここで話した事が全部伝わっているかということを知りたいわけです。

(事務局)

今ご報告させていただいたのは環境基本計画で触れている活動目標なり、そういったものの進捗状況をご報告させていただきました。すべからく生活環境課の方で事務をとっているわけではなく、それぞれの団体さんの取り組み状況を我々の方で確認してこの会議の場で報告させていただいているということですので、こういったものが周知されているものではなく、もちろん我々生活環境課が所管しているものは直接関係があるので、しっかり把握している立場にありますけれども、我々が所管していない業務については、私どもの方で状況をお尋ねして確認して今日に資料にまとめているということですので、それぞれの団体さんが環境保護のための活動をなさっていると思います。そういったところを環境基本計画の中で押さえているものを進捗状況として報告させていただいているというご理解でご報告を受けていただきたいと思います。

(久米委員)

それは分かるんですが、そちらの方にもですね、ここで話し合われて決まったこ

ととか、意見がでたこととか、そういう人たちにも知らせてもらった方が、私はいんじゃないかなと思います。

(事務局)

ここで決まったことについては、市報なり、いろいろな媒体を通じて周知、場合によっては直接お話しにいくなり、そういった対応は我々のほうでしていくということでもありますので、もし抜けているところがあれば、あとで教えていただければ、善処していきたいと思いますのでどうかご理解いただきたいと思います。

(会長)

各団体との連携は、今委員さんがおっしゃったようにお伝えいただければありがたいと思います。

それでは、だいぶ時間が過ぎてしまいましたが、大事な協議がございますのでこちらのほうに移らせていただきます。

## 6. 協議

### (1) 西部環境保全センター閉鎖に伴う最終処分場の水処理について

(会長)

それでは、説明をお願いいたします。

(事務局)

西部環境保全センター閉鎖に伴う最終処分場の水処理について説明

(会長)

大変大きな問題になりました。時間が差し迫っていて大変申し訳ないですが、要するに今日から止めましたとあって、すぐに水を流すわけにはいかないということです。その今までの水は施設内で循環して使っていたため問題はなかったが、循環ができなくなった水をださなければなりません。放流の基準値はありませんが大きい数値の塩化物が入っており、それを希釈するために地下水を汲みあげて、それで薄めて放流していきたいという計画のようです。専門的な見地から田中委員さんにかかっていますか？

(田中委員)

はい。確かに塩化物イオンに基準値はないんですけれども、生物に対する急性毒性というのが食品でも医薬品でもありますが、同じようなものが塩化物濃度によって、いくつかの魚やミジンコとかにも急性毒性がございます、資料を持ってまいりましたので、それを見ていただきます。真ん中の表2-1の50%致死濃度とい

うのは、この濃度の塩化物イオン中にその生き物をさらしたときに、100匹入れたら50匹死にますというのが、50%致死濃度という意味です。ですから、この濃度のものは流すわけにはいきません。

そして、どのくらいまで許容できるというのが左側で、この50%致死濃度の10分の1の濃度であれば許容できるでしょうということで、許容濃度が設定されています。これで見ますと500mg/lまで希釈していただければ、ここに載っている淡水魚に対しては許容濃度以下となります。ただこれらの餌になるプランクトン、ミジンコになりますと、もう少し低くなり350mg/lが許容ということになりますので、ここをどう考えるかなんですけれども、実際搬送してきた4000mg/lあるお水は大森浄化センターで500mg/l以下に希釈して大納川の合流点に放流されるということですから、大納川も水量の多い川ではございませんけれども、ここで河川水で希釈されます。そうなるとおそらくミジンコに対する許容濃度以下になるのではないかと思いますので、一度そこのところだけ検証したら良いと思います。その結果があれば、河川の動物に対して影響はない濃度で放流していますと言ってよろしいのではないかと思います。

(会長)

はい、大変貴重なデータありがとうございます。数値で示していただかないと理解できない場面があるわけですが、ちなみに放流点から下流を含みまして、この河川を飲料水として使っている市町村はありますか。

(事務局)

大仙市西根あたりで取水があるのではないかと思います。

(田中委員)

私もそこらへんは詳しくないので。ただ水道水用の取水の場合は、水道水の基準でかなり厳しくされた上でないと飲料水に回せないなので、あまりそこは心配いらないかと思います。雄物川の水量はかなり多いので、そこに行くまでの間に十分希釈されると思います。いずれ、思います、思いますばかりではなく、最初の大納川の放流点直下の濃度をテスト的に検査できれば、説得のあるデータとして提示できるのではないかと思います。

(会長)

大事なことですので、ミジンコまで守りたいという気持ちがあります。大雄を通過するとお魚屋さんがありまして、川蟹を今頃ですといっぱい網に入れて置かれているという状況を見ますと、河川の中から我々はいろいろな動物を食生活の中に導入しております。地区の方々の感情問題もあると思いますので、今委員さんがおっしゃってくださった数値等を踏まえて、ぜひ進めていただきたいと思います。本来

ならばこれは、28年度4月からやらなければいけないことですね。

(事務局)

正式な決定ではありませんけれども、3つの施設を一気に閉めるというわけにもいきませんので、平成27年度中に計画的に進めるということで、西部環境保全センターについては調整を整えば来年の7月末には閉鎖をして、この水の運搬は8月から開始できればいいのかなと思っておりますけれども、会長もおっしゃったとおりおそらく大仙市で取水していると思われまので、また雄物川の漁協さんがいらしゃいますので、そういった方々とのお話ですとか、諸々の関係する方々との調整もしていかなければいけない関係でありますので、関係者の方々の協議のなかで時期についてはある程度変更についてはやむを得ないだろうなと思っております。

(会長)

そこまでの段取り、手順に今の考えを活かしていただきまして、数値の上で納得できるような手順をぜひともお考えいただきましてからの諮問という形にしていただければと思います。その間にもしお気づきの点や、ご専門の立場からございましたら、あるいは地元の方の感情など何でも結構ですので、こちらの方にお寄せいただきながら、最後に諮問という形にさせていただければと思います。非常に貴重なデータですので、これは大事な事ですから今の手順はしっかりと踏んでいただければありがたいと思います。またそうでなければ、安全安心をみんなに訴えることはできないだろうと思いますので、宜しく願いします。大変ご難儀をおかけしますが、なんでもかんでも今日からやめました、というわけには、原発を含めて、そうはいきませんので、どうか宜しく願いします。このことに関わって何かございますか。

(小野委員)

はい。県南漁業協同組合の小野と申しますけれども、先だって組合長に質問しましたけれども漁協の同意書とかは最終的に必要なんですか。

(事務局)

同意書というところは考えておらないんですけれども、形はともあれ同意はいただかないと前には進めないのかなと思っております。

(小野委員)

このスケジュール表をみると9月放流同意予定と書いていますけれども組合長とお話ししたと思うんですけれども、このために役員会開くというのは予算的に難しい、11月が12月に開こうと思っているんですけれども。

(事務局)

組合長さんにお持ちしたのは、我々が前から持っていた資料をお持ちしたので、そのスケジュールからは正直言って遅れております。ただ、先ほども申しましたとおり、関係する方々の理解をいただくことが大事なので、漁協さんの立場なり事情があると伺っておりますので、そのあたりは我々の方が合わせていくと考えております。

(会長)

十分に、その点について宜しく申し上げます。そこを利用している方、地元の方、下流の方も含めまして、非常に大事なことだと思います。非常に貴重な資料をいただきまして、私も参考になりました。食物連鎖を考えますとミジンコまで守るといふところまで行っていただかないといけないと思います。

他にご質問等はございませんか。

(高橋委員)

聞いてきてくれと言われたので、この場所で皆さんに聞きたいんですけども、クリーンプラザが28年からできるんですけども、横手市の方ではごみの収集方法を統一したいということで、広報誌で周知していると思いますけども、3月に増田町で行政協力員会議というのがございまして、町内単位で集まるんですけど、あのような収集方法は責任がないのでまずいのではないかというお話がありまして、環境の説明に来られた方が自分たちで判断できないので持ち帰りまして審議しますという報告だったんですよ。その後どうなったのかなと思ひまして。ひとつ言うとごみ収集所のコンテナに入れてきなさいよ、というお話でしたよね。でも入れてしまおうと誰のごみかわからないでしょ。そして自分に責任がないわけだから、今でもあるんですけどお年寄りでいつごみ出すかなんて分からなくゴミをおいている現状なんですよ。私も注意するんですけど、年寄りだからいつ出すんだがわからなくてよーなんて言われるものですから、その問題が出てくると思うんです。問題が出てくることを推し進めてもいいのかなということがありまして、どうなっているのかお聞きしたいです。

(会長)

ごみ収集の問題、これは困難が予想されると思います。今実施しているところも含めて現状はいかがでしょうか。

(事務局)

今年の4月に入ってから各地域の方に説明に伺っております。現在市の方で決定している分別方法でありますけれども、今は東部、南部、西部毎にごみの分別、収集が異なっているという現状であります。それは施設が3つあるから、その施設に

適った分別区分と地域の実情にあった収集方法ということで、現在の3つのパターンになっているという現状です。新しく施設が1つになりますので、分別の区分をそろえる必要があると、収集業者さんが日々収集してくるものが、分別の区分が違うということは適切な処理に支障が生じることでございます。分別の区分というのは、こちらの環境保全審議会ではございませんけれども、もうひとつの廃棄物等減量審議会の委員の方々のご審議をいただきまして、こういった分別区分でいかせていただきたいという諮問をさせていただきまして、その方向でという答申をいただいているという手順は踏んでいるところでございます。現在3つのパターンがあるというやり方ですけれども、西部地区は集積所で分別をするスタイル、いわゆる横手市として28年度以降統一しようというのは、現在西部地区でやられている方式でございます。東部地区と南部地区はお手持ちのコンテナを集積所に置いてきて夕方に取りに行くと、それは自己責任だから分別が悪ければコンテナは残されるというやり方で、西部地区はみんなのごみが集積所のコンテナに入りますので、分別不良で取り残された場合は、集積所を管理する方とか環境の当番の方が一旦自分の家に持ってくパターンもありますし、集積所の中で寄せて置いて次の集積の日を持っていくとゆうようなやり方をしているところ、それぞれ工夫してやっていただいております。市としては、今回分別品目は増えますので、今までどおり自分持ちのコンテナを集積所に置いてくるとなると、ごみの多い日にはコンテナが15～20個山積みになっている箇所が見られますけれども、さらに増えるということがあらかじめ予見される状況の中では、集積所で分けることによって、集積所のごみあふれの状態を回避でき、収集の効率も上げることが出来るということで全市的に説明をさせていただいているという現状であります。ただ地域によっては、カラス除けのネットだけで、ごみの当番を決めていない町内もあります。いろんな町内があります。どうしても自分のコンテナで出すということでなければ、町内としてまとまらないということであれば、我々の方で共通ルールは共通ルールとして掲げながらも、個別のごみ出しについては協議をさせていただきたいなということで考えております。このあとごみの分別区分が大きく変わるのは東部地区ですので、生活環境課としては東部地区を中心に説明を回っているところでありますが、実際に集積所の場所がなく集積庫が置けないというような町内会がございますので、そういったところは、ごみの分別区分は統一させていただきたいと、ただし出し方についてはそれぞれの事情がおありでしょうから、そこについては協議をさせていただきたいとの方針で全市的に回っていきたいと考えております。分別は循環型社会の形成、ごみを減らして資源に回そうという思想の中で、分別の区分はなんとか理解していただきたいという点をポイントとしてお願いしてまいりたいと、収集については話し合いの中で落としどころを探っていきたいなと思っております。どうか宜しくお願いいたします。

(会長)

制度が変わるということは大変なことですね。西部地区はちゃんとやっていたということですから、立派だと思います。私は東部の方ですから、これからですけれども、日にちを間違えるやら、自分のコンテナに人のものが入っていたり、モラルの低下というか、私も老人ですが老人が多くなると、どうしようもないところもあったりしますが、それに沿うように努力していくということを考えていかなければいけないと思います。大変長くなりましたが、今日の審議会延長になりましたけれども、緊急なことがなければここで止めたいと思いますが何かございますか？

(事務局)

先ほど照井副会長の方から、こどもエコクラブの事業についてお話がありましたが、削除した時のことを確認しましたところ、この事業の削除の理由が国の「行政刷新会議」で事業仕分けを行ったとき、国の予算が廃止になるからということで削除したようでしたけれども、今なおこどもエコクラブの活動は続いておりますし、かつ横手市には1校登録されているということでしたので、そちらのほうのご紹介ということでした。

## 7. 閉会

(会長)

今日の会は以上で閉じたいと思います。大変長い時間ありがとうございました。

平成26年10月23日

議事録署名委員 高橋一郎

佐々木哲夫